

バーゼル委員会による大口エクスポージャー規制

に関する最終規則の公表

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2014年4月、銀行の大口エクスポージャー規制（大口信用供与規制）の見直しに関する最終規則を公表した。新たな大口エクスポージャー規制は2019年1月1日までに完全適用される。規制改定の背景は、①より具体的な規則がないことから各国間で規制の調和が図られていないこと、②金融危機の結果、G-SIFIs間のカウンターパーティ・リスクやシャドーバンキングの問題が認識されたことである。
2. 最終規則のポイントは、①大口エクスポージャー規制の資本ベースとして総自己資本ではなくTier1を採用すること、②Tier1の25%に大口エクスポージャーの上限が設定されること、③G-SIBが他のG-SIBをカウンターパーティとする場合はTier1の15%に上限が厳格化されることである。
3. G-SIBs間の上限が厳格化されることから、レポ取引や非清算のOTCデリバティブ取引においてカウンターパーティを分散したり、取引の規模を縮小しなければならない状況が生じる可能性も考えられる。今後、新たな規制が市場のストラクチャーや市場流動性に与える影響を見極める必要があるだろう。
4. 日本では、2013年6月の金融商品取引法等の一部を改正する法律によって銀行法に定める大口信用供与規制が改定され、法律の公布日から1年6ヵ月以内で政令において定める日から施行されることになっている。近々金融庁より政省令案が提示されるものと思われるが、バーゼル委員会の最終規則は、日本の大口信用供与規制の改定に対してさらなる厳格化を図るものであることから、政省令の再改定を通じた大口信用供与規制の強化が必要になると考えられる。

I. バーゼル委員会による最終規則の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2014年4月15日、「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み」と題する規則文書を公表し、銀行の大口エクスポージャー規制（大口信用供与規制）の見直しに関する最終規則を提示した¹。バーゼル委員会による大口エクスポージャー規制の見直しは、バーゼル委員会が2010年12月に公表したバーゼルⅢの内容を定めるバーゼルⅢテキストには含まれておらず、バーゼルⅢの後に追加された規制改革である²。最終規則は、新たな大口エクスポージャー規制が2019年1月1日までに完全適用されることを求めている。

バーゼル委員会は、1991年に定めた大口エクスポージャー規制に係るガイダンスおよびバーゼル・コア・プリンシプルに定める原則19に基づいて、バーゼル委員会のメンバー国に対して大口エクスポージャー規制を導入することを求めている³。もっとも、大口エクスポージャーの測定を含むより具体的なルールが定められていないことから、バーゼル委員会は、各国間では大口エクスポージャー規制の調和は十分に図られていないとの認識を有している。また、金融危機の結果、大規模かつ複雑な金融機関の間のカウンターパーティ・リスクやシャドバンキングの問題に対応するため、大口エクスポージャー規制の見直しの必要性が認識された。そうした背景の下、バーゼル委員会は、国際的な適用の一貫性と実効性を確保するため、2013年3月に大口エクスポージャー規制の見直しに関する市中協議文書を公表していた⁴。

大口エクスポージャー規制の改定を図る最終規則の主なポイントは、以下のとおりである。

- 大口エクスポージャー規制の基準となる資本ベースを総自己資本から Tier1 に変更
- 大口エクスポージャーの定義として、Tier1 の10%に閾値を設定
- 大口エクスポージャーの上限を Tier1 の25%の水準に設定
- ただし、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合は、Tier1 の15%に上限を厳格化
- 大口エクスポージャーの計測には、原則としてバーゼルⅢのリスクベース資本規制の下で計測されるエクスポージャーを利用

以下では、バーゼル委員会が公表した大口エクスポージャー規制の見直しに関する最終規則の概要を確認する。

¹ BCBS, “Supervisory Framework for Measuring and Controlling Large Exposures,” Standards, April 2014 (<http://www.bis.org/publ/bcbs283.pdf>).

² バーゼルⅢの後の規制改革をまとめたものとして、小立敬「バーゼルⅢの先へと進むバーゼル委員会の規制改革—バーゼル3.5 またはバーゼルⅣの検討—」『野村資本市場クォーターリー』2014年夏号を参照。

³ 1991年のガイダンスは、BCBS, “Measuring and Controlling Large Credit Exposures,” January 1991 を参照。バーゼル・コア・プリンシプルは、BCBS, “Core Principles for Effective Banking Supervision,” September 2012 を参照。

⁴ 市中協議文書については、小立敬「銀行の大口エクスポージャー規制に関するバーゼル委員会の新たな提案」『野村資本市場クォーターリー』2013年夏号（ウェブサイト版）を参照。

Ⅱ. 大口エクスポージャー規制の枠組み

従来のバーゼル・コア・プリンシプルは、大口エクスポージャーとして認識する閾値を資本ベースの10%としている。これに対して、2013年3月に公表された市中協議文書は、資本ベースの5%以上のエクスポージャーを大口エクスポージャーとして認識することを提案していた。もっとも、最終規則は現行の枠組みと同様に資本ベースの10%を閾値としている。また、現行の枠組みと同様、ソブリン・エクスポージャーは大口エクスポージャー規制の対象外としている。

現在、各国の大口エクスポージャー規制では、多くの場合、総自己資本の25%の水準に上限が設定されている。最終規則は、大口エクスポージャー規制の資本ベースとして総自己資本ではなく Tier1 を採用する一方で、上限は現行と同様の25%の水準に設定している。資本ベースを Tier1 に変更する理由については、ゴーイングコンサーン・ベースで非期待損失を吸収することが可能な資本のみで構成されるべきとの考えを市中協議文書において述べていた。新たな規制では上限の水準は変わらないものの、資本ベースが総自己資本から Tier1 に厳格化されているため、実質的に上限規制は厳しくなっている。

さらに、G-SIB が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合は、Tier1 の25%から15%に上限が厳格化される。市中協議文書では、G-SIB に生じた重大な損失が他の G-SIB の財務の健全性に対する懸念を生じさせることで、グローバル金融システムの安定に重大な影響をもたらすことが金融危機によって認識されたとして、G-SIB が他の G-SIB をカウンターパーティとする場合の上限を10~15%とすることが提案されていた。なお、G-SIB のリストは毎年見直しが行われるため、新たに G-SIB に指定された銀行については、自行およびカウンターパーティである G-SIB とともに、G-SIB に指定されてから12ヵ月以内に遵守すればよいことになっている。

また、大口エクスポージャーに関するレポーティング規制として、最終規則は銀行に以下の項目を当局に報告することを求めており、銀行は信用リスク削減手段 (credit risk mitigation; CRM) の適用前と適用後の一定のエクスポージャーを報告しなければならない。

- Tier1 の10%以上に該当するすべてのエクスポージャー
- 上記以外のエクスポージャーのうち CRM 適用前で Tier1 の10%以上に該当するエクスポージャー
- Tier1 の10%以上に該当する規制対象外のエクスポージャー
- 規制対象の大口エクスポージャーのうち上位20位までのエクスポージャー

Ⅲ. 大口エクスポージャーの定義および測定

1. エクスポージャーの測定に関する一般原則

最終規則は、大口エクスポージャー規制におけるエクスポージャーの測定に関して一般

的な原則を定めている。具体的には、大口エクスポージャー規制は、リスクベース資本規制の下で銀行勘定、トレーディング勘定に計上されるオンバランス、オフバランスのすべてのエクスポージャーを対象としており、カウンターパーティ・リスクを有するあらゆる金融商品を対象としなければならない。なお、リスクベース資本規制の下で自己資本から控除されるエクスポージャーは、大口エクスポージャー規制の中では考慮されない⁵。また、銀行グループ内のエクスポージャーは、大口エクスポージャー規制の対象外である。

2. 各エクスポージャーの定義

銀行勘定のオンバランスの非デリバティブ資産に係るエクスポージャー、つまり貸出や銀行勘定に計上される証券のエクスポージャーは、個別引当金や評価調整額（value adjustment）を相殺した後の会計上の価値で決定される。ただし、個別引当金等を相殺しない会計上の価値で大口エクスポージャーを測定することも認められている。

銀行勘定やトレーディング勘定の OTC デリバティブ（カウンターパーティ・リスクのあるその他の金融商品を含む）のエクスポージャーについては、カウンターパーティ・リスクに係る新たな標準的方式（SA-CCR）に則ってデフォルト時エクスポージャー（EAD）で計測することが求められる。リスクベース資本規制におけるカウンターパーティ・エクスポージャーの計測は従来、①カレント・エクスポージャー方式（CEM）、②標準的方式（SM）、③内部方式（IMM）が利用できたが、2014年3月にバーゼル委員会が公表したカウンターパーティ・リスクの計測に係る最終規則は、CEMとSMに替えて2017年1月1日からSA-CCRを適用することを定めている⁶。そのため、大口エクスポージャー規制でもSA-CCRを用いてOTCデリバティブのエクスポージャーを把握しなければならない。

また、バーゼル委員会は現在、クレジット・リスクに係る標準的方式の見直しにも着手しており、レポやセキュリティ・レンディングを含む証券ファイナンス取引（securities financing transaction; SFT）のエクスポージャーを測定する際に利用する包括的アプローチや監督上のヘアカットについても見直しを図ろうとしている。最終規則によると、すべての銀行は改定後の監督上のヘアカット、包括的アプローチを用いてSFTのエクスポージャーを測定しなければならない。もっとも、クレジット・リスクに係る標準的方式の改定に関する市中協議文書はまだ公表されておらず、その内容は明らかではない⁷。

一方、信用状（L/C）等の銀行勘定における伝統的なオフバランスのコミットメントに関しては、最終規則は10%をフローアとして、リスクベース資本規制と同じCCF（credit conversion factor）の掛目を用いることになる⁸。

⁵ 1,250%のリスクウェイトが適用されるエクスポージャーは、大口エクスポージャー規制でも考慮される。

⁶ BCBS, “The Standardized Approach for Measuring Counterparty Credit Risk Exposures,” March 2014 (rev. April 2014).

⁷ バーゼル委員会は、標準的手法の見直しは大口エクスポージャー規制の適用前に終わる見通しであるとしているものの、仮に見直しが間に合わなかった場合には、現在のリスクベース資本規制におけるSFTのエクスポージャーの計測方法を利用する考えを述べている。

⁸ なお、市中協議文書では、原則として100%のCCFを乗じることが提案されていた。

3. トレーディング勘定のエクスポージャーの測定

新たな大口エクスポージャー規制は、トレーディング勘定においてカウンターパーティ・リスクを有するあらゆる金融商品を対象とする一方で、シングル・ネームのカウンターパーティのデフォルトの影響を受けないコモディティや通貨を対象外としている。トレーディング勘定のエクスポージャーの測定については、市中協議文書から重要な変更はない。

一般の債券やエクイティは会計上の価値（市場価値）によってエクスポージャーが把握される。スワップ、先渡、先物、クレジット・デリバティブに関しては、リスクベース資本規制に従って、個々の原資産のポジションに分解してエクスポージャーを認識することになる⁹。クレジット・デリバティブのプロテクションを売却している場合には、参照先に対するエクスポージャーは、デフォルトが発生した場合に補填すべき金額からクレジット・プロテクションの市場価値の絶対値を控除したものとして計測される¹⁰。また、クレジット・リンク・ノートの場合、プロテクションの売り手は、ノートの発行者の債券のポジションとノートが参照する原資産のポジションの両方を考慮しなければならない。

一方、オプションのエクスポージャーの測定については、リスクベース資本規制における取扱いとは異なり、裏付けとなる商品のデフォルトから生じるオプション価格の変化を考慮することになる。具体的には、コール・オプションのロングの場合は市場価値で把握され、プット・オプションのショートの場合はオプションの行使価格から市場価値を控除した値となる。また、コール・オプションのショート、プット・オプションのロングの場合は、裏付けとなる商品のデフォルトは利益（ネガティブ・エクスポージャー）をもたらす可能性があることから、前者については市場価値で、後者については行使価格から市場価値を控除した値で測定されることになる。

トレーディング勘定のロング・ポジションとショート・ポジションの相殺に関しては、リスクベース資本規制と同様、同一銘柄の相殺が認められる¹¹。さらに、リスクベース資本規制とは異なり、異なる銘柄間の相殺についても一定の条件を満たすものは相殺が認められる。具体的には、ショート・ポジションがロング・ポジションに劣後する場合または同順位の場合に限って、同一カウンターパーティの異なる銘柄の間での相殺を行うことができる¹²。なお、銀行勘定とトレーディング勘定の間の相殺は認められていない。

⁹ 最終規則は次の例を挙げている。銘柄 X の株式先物は、株式 X のロング・ポジションとファンディングしている通貨に係るリスク・フリー・レートエクスポージャーのショート・ポジションに分解される。また、典型的な金利スワップの場合は、例えば、固定金利エクスポージャーのロング・ポジションと変動金利エクスポージャーのショート・ポジションに分解される。

¹⁰ なお、プロテクション・セラーにとってクレジット・デリバティブの市場価値が正の場合には、プロテクション・バイヤーに対してエクスポージャーが発生することになる。

¹¹ 発行者、クーポン、通貨およびマチュリティが同じである場合に同一銘柄として判断される。

¹² 同様に、クレジット・デリバティブでヘッジされているポジションについては、ヘッジに係る原資産とヘッジされたポジションについて、ショート・ポジションがロング・ポジションに劣後するまたは同順位の場合にもヘッジが認められる。

4. CRM の取扱い

CRM のうち大口エクスポージャー規制で利用できるものは、リスクベース資本規制の標準的方式の下で適格性を満たす金融担保と、標準的方式において保証やクレジット・デリバティブを含む資金未調達型信用プロテクション (unfunded credit protection) の最低要件と適格基準を満たすものである。内部格付方式 (IRB) の適格性を満たす担保 (売掛債権、商業用不動産、住宅用不動産を含む) については、CRM の効果は認められていない。

なお、ヘッジ対象に比べてヘッジ手段の満期が短い場合に生じるマチュリティ・ミスマッチに関しては、リスクベース資本規制と同様、当初満期が1年以上で、ヘッジ手段の残存期間が3ヵ月以上ある場合のみヘッジが認められる¹³。また、銀行が法的拘束力のある貸出と預金のネットティング契約を結んでいる場合は、ネットティング後のエクスポージャーで計測することができる。

エクスポージャーから控除することができる適格 CRM の額は、以下のとおりである。

- 資金未調達型信用プロテクションの場合はプロテクトされる額
- 銀行がリスクベース資本規制において簡便法を利用している場合は、金融担保の市場価値によって担保される額
- 銀行がリスクベース資本規制において包括的アプローチを利用している場合は、必要なヘアカット適用後の金融担保の額¹⁴

IV. 特定のエクスポージャーの取扱い

1. ソブリン・エクスポージャー

最終規則は、ソブリンや中央銀行向けエクスポージャーを大口エクスポージャー規制の適用対象から外しており、リスクベース資本規制の下でソブリンとして扱われる公共法人 (public sector entity) も適用除外となる。また、ソブリンから保証されたエクスポージャー、ソブリンが発行する金融商品で保全されたエクスポージャーについても、CRM の適格要件を満たす限り、大口エクスポージャー規制は適用されない。ただし、大口エクスポージャー規制の適用外となる大口エクスポージャーについては、銀行は当局に報告することが求められる。

2. インターバンク・エクスポージャー

最終規則は、支払・決済プロセスの混乱を回避する観点から、日中 (intraday) のインターバンク・エクスポージャーについては大口エクスポージャー規制の対象から外しており、

¹³ また、CRM (担保、オン・バランスシート・ネットティング、保証、クレジット・デリバティブ) においてマチュリティ・ミスマッチがある場合についてもリスクベース資本規制と同じアプローチが利用される。

¹⁴ 包括的アプローチの下での監督上のヘアカットのみ認められており、内部モデルにおけるヘアカットは認められていない。

当局に対するエクスポージャーの報告も求めている。さらに、インターバンク市場の安定性を確保する観点からストレス状況下においては、インターバンク・エクスポージャーの上限の超過が生じても監督当局が事後的に許容することも認めている。そして最終規則は、金融政策を適用する際に悪影響を与えないよう、一定範囲のインターバンク・エクスポージャーを対象に特別扱いする必要があるか否かについて、観察期間を設けて検討する考えを明らかにしており、2016年までに結論を得る見通しである。

3. カバード・ボンド

最終規則に定める一般的な定義を満たすカバード・ボンドに関しては、元本の20%を下限としてリスクベース資本規制におけるエクスポージャーとして測定される¹⁵。カバード・ボンドに関する規定は市中協議文書にはなく、最終規則で追加されたものである。カバード・ボンドの適格性の要件として、原資産プールが、①ソブリンまたは中央銀行、公共法人、国際開発銀行に対する債権またはそれらの保証があること、②バーゼルⅡの標準的手法の下で35%以下のリスクウエイトが適用されるとともに、LTV (loan-to-value) 比率が80%以下の住宅モーゲージであること、③バーゼルⅡの標準的手法の下で100%以下のリスクウエイトが適用されるとともに、LTV比率が60%以下の商業用不動産であることといういずれかの要件を満たす必要がある。そして、裏付資産プールの総価値は、原則としてカバード・ボンドの元本を最低でも10%は上回っていること(超過担保)が求められる。

4. 集団投資スキーム、証券化ビークル、その他のストラクチャー

金融安定理事会(FSB)のイニシアティブの下で行われているシャドールバンキング規制の検討の中で、集団投資スキームや証券化を通じた間接的なエクスポージャーについても大口エクスポージャー規制の対象にすべきであるとの方針が確認された。そのため、バーゼル委員会は市中協議文書の中で、裏付資産の個々のエクスポージャーの分散の程度を評価し(グラニューラリティ・テスト)、分散の程度が十分に高ければ裏付資産のエクスポージャーを考慮する必要はないとする一方、分散の程度が低ければルックスルー・アプローチを適用して裏付資産のシングル・ネームのカウンターパーティ・リスクを確認するという考え方を示していた。

グラニューラリティ・テストの具体的な基準として、市中協議文書は資本ベース(Tier1)の1%という水準を示していたが、最終規則では0.25%の水準となった。すなわち、裏付資産の個別エクスポージャーが資本ベースの0.25%未満であれば、ルックスルーは求められていない。一方、0.25%以上のエクスポージャーの場合はルックスルーを実施すること

¹⁵ 具体的には、カバード・ボンドは、銀行またはモーゲージ・バンクが発行したものであり、カバード・ボンドの保有者の保護を図ることを目的として法律によって特別な監督の下に置かれていることが求められる。カバード・ボンドから得られる収入は、法律に従って、償還までのすべての期間にわたってカバード・ボンドに付随する権利をカバーすることが可能であり、発行者が破綻した場合には元本の償還、未収利息の支払いに優先的に応じる資産であることが求められている。

が必要であり、同一カウンターパーティに対する直接的、間接的なエクスポージャーを集計しなければならない。

ルックスルーを適用しない場合は、集団投資スキーム等に対するエクスポージャーは投資元本で測定される。一方、ルックスルーを適用する場合は、集団投資スキームのようにすべての投資家がパリパス（同順位）である場合には、銀行の所有割合に応じてプロラタでエクスポージャーが認識される。例えば、個々の資産が5の価値を有する複数の資産に投資する集団投資スキームについて1%の投資シェアを有している場合は、個々のカウンターパーティに対して0.05のエクスポージャーが割当てられる。また、証券化ビークルのように優先劣後構造をもつ場合であっても、投資家の損失負担は単一のトランシェにおいてプロラタで行われると仮定してエクスポージャーを計測することになる¹⁶。

さらに、最終規則は、集団投資スキーム等のストラクチャーにより固有の追加リスクをもたらすものとして、オリジネーター、ファンド・マネージャー、流動性プロバイダー、信用プロテクションのプロバイダーを含むサードパーティを認識することを求めている。まず、銀行は集団投資スキーム等への投資とサードパーティに共通するリスク・ファクターが存在するか否かを確認しなければならない¹⁷。また、銀行は共通のリスク・ファクターを有するサードパーティが関わっている集団投資スキーム等への投資については、通常のローンを含む他のエクスポージャーに加えることになる。

他方、エクスポージャーが資本ベースの0.25%以上であったとしてもルックスルーが難しい場合には、エクスポージャーの全額を「不明顧客（unknown client）」として管理することが求められる。不明顧客に対する集計されたエクスポージャーは単独のカウンターパーティとして大口エクスポージャー規制の上限の適用を受けることになる。

5. CCP 向けエクスポージャー

中央清算機関（central counterparty; CCP）向けエクスポージャーに関しては、銀行はクリアリング業務に関わるエクスポージャーとして、取引エクスポージャー、分別管理されていない当初証拠金（initial margin）、デフォルト・ファンドへの（支払済みの）預託金、CCP に対するエクイティの持分を考慮しなければならない¹⁸。クリアリング・メンバーまたは

¹⁶ 具体的には、銀行が投資しているトランシェの価値と、裏付資産のポートフォリオに含まれる個々の裏付資産の名目価値のうち低い方の価値によってエクスポージャーを計測し、次に、そのエクスポージャーを銀行が投資しているトランシェにプロラタで割当てることになる。

¹⁷ そのような場合には、ファンド・マネージャーはカウンターパーティとして認識され、当該ファンド・マネージャーが運用するファンドに対する投資はエクスポージャーに合計される。逆に、追加的なリスクの要因となっていないことが確認された場合、例えばファンド規制がファンドを運用するエンティティと資産のカストディを担うエンティティの分離を求めている場合にはその必要はない。一方、ストラクチャード・ファイナンスの場合には、短期プログラム（ABCP コンデュイットやSIV）の流動性プロバイダーやスポンサーは追加的なリスクとして考慮することが適当であるとしている。

¹⁸ 各エクスポージャーの測定は、取引エクスポージャーはSA-CCRで、分別管理されていない当初証拠金は差入額によって、デフォルト・ファンドに係る預託金は預託した金額で、エクイティの持分は名目元本によって行われる。なお、分別保管された当初証拠金、デフォルト・ファンドの預託金のうち未支払分に関しては、エクスポージャーの測定は不要となる。

クリアリング・メンバーの顧客として銀行がクリアリング・サービスを提供する場合については、リスクベース資本規制における条件を適用して、どのカウンターパーティ・エクスポージャーに割当てするかを決定することになる。

市中協議文書は、CPSS-IOSCO 基準に則った適格 CCP に対するエクスポージャーを大口エクスポージャー規制の対象にする場合と対象にしない場合の2つの選択肢を検討していることを明らかにしていた。その点に関して最終規則は未だ結論に至っていない。適格 CCP に対するエクスポージャーを大口エクスポージャー規制の対象とすることの適切性について、観察期間を経て2016年までに結論を得る考えを明らかにしている。一方、非適格 CCP の場合は、清算エクスポージャーと非清算エクスポージャーの合計額をエクスポージャーとして測定し、Tier1 の25%という一般的な上限内に抑制しなければならない。

6. SIFI 向けエクスポージャーの扱い

G-SIB が G-SIB をカウンターパーティとする場合の大口エクスポージャー規制の上限は、通常の25%から15%に引き下げられているが、最終規則はリスクの波及を防ぐ観点から、各国の裁量の下で G-SIB 以外のシステム上重要な金融機関 (SIFI) 向けのエクスポージャーにも厳しい基準を設けることが適当であると考えている。また、バーゼル委員会は各法域で特定される国内のシステム上重要な銀行 (D-SIB) の間のエクスポージャーや G-SIB よりも規模の小さい銀行に対するエクスポージャーにも厳格な上限を適用することを推奨している。さらに、バーゼル委員会はノンバンク G-SIFI のエクスポージャーについてもより厳格な上限を設けることが合理的であるとしており、将来的に検討を行う予定であることを明らかにしている。

V. 関係を有するカウンターパーティの定義

大口エクスポージャー規制では、1つのカウンターパーティだけではなく、当該カウンターパーティと関係を有するまたは当該カウンターパーティに依存するカウンターパーティを1つのグループとして捉え、単一のカウンターパーティとして認識することが求められている。最終規則は、自然人や法人が下記のいずれかの基準を満たす場合に、「関係を有するカウンターパーティ (connected counterparty)」としてグループ・ベースで認識することを求めている。

- 支配関係：カウンターパーティの1つが直接的、間接的に他のカウンターパーティに支配されていること
- 経済的独立性：カウンターパーティの1つがファイナンス上の問題、特にファンディングまたは支払いの困難さに直面した場合、結果として他のカウンターパーティもファンディングや支払の困難さに直面するおそれがあること

最終規則は、支配関係を考慮するに当たって50%以上の議決権を有する場合には、自動

的に支配関係があるとみなされるとしており、国際的に認知される会計基準を採用している場合、関係を有するカウンターパーティを考慮する時に支配関係を決定するためのガイダンスに従うことも期待されている。さらに、最終規則は、支配および経済的独立性に関して関係を有するカウンターパーティを判断するためのガイダンスを設けており、従来に比べてより幅広いカウンターパーティに関して、関係を有するカウンターパーティとしてグループ・ベースで捉える必要が生じることが想定される（図表 1）。

図表 1 関係を有するカウンターパーティの基準

「支配」に関する基準	
■	議決権に関する契約（例えば、他の株主との契約を踏まえた大多数の議決権の支配）
■	法人の執行体、経営体、監視体のメンバーの大多数を指名・更迭する権利など当該組織体のメンバーの指名・解職に対する重大な影響、または個々の法人の議決権行使のみによりメンバーの大多数を指名するという事実
■	例えば、契約等に基づいて他の法人の経営または方針に支配的影響力を及ぼす権限を有するなど上級経営職に対する重大な影響
「経済的独立性」に関する基準	
■	カウンターパーティの総売上または総支出の50%以上（年次ベース）が他のカウンターパーティ（例えば、居住用・商業用不動産の所有者および賃料の多くを支払うテナント）との取引から生じている場合
■	カウンターパーティが他のカウンターパーティのエクスポージャーの全部または一部を保証しているか他の手段で債務を負っている場合で、当該エクスポージャーが返還請求された場合、保証者がデフォルトする可能性が生じる程度にエクスポージャーが重大なものである場合
■	カウンターパーティの生産・産出における重要な割合が簡単に変更できない単一顧客向けである場合
■	カウンターパーティが他のカウンターパーティに貸出したローンの予想される支払ソースが同じであり、当該カウンターパーティがローンを完済できる収入ソースを保有していない場合
■	カウンターパーティのファイナンスの問題が、債務の完済および約定通りの支払いにおいて他のカウンターパーティの困難さをもたらす可能性がある場合
■	カウンターパーティのインソルベンシー（債務超過）またはデフォルトが他のカウンターパーティのインソルベンシー、デフォルトに関係するおそれがある場合
■	複数のカウンターパーティがファンディングの多くを同じ資金ソースに依存している中で、共通のプロバイダーがデフォルトし、それに代替するプロバイダーがみつからず、同じファンディング・ソースに対する依存からカウンターパーティのファンディングの問題が他のカウンターパーティに拡散する場合

（出所） バーゼル委員会資料

VI. 今後の留意点

最終規則の公表によって新たな大口エクスポージャー規制の枠組みはほぼ固まったが、依然として重要な論点が残されたままである。

第一に、SFT エクスポージャーの測定に関しては、バーゼル委員会によるクレジット・リスクに関する標準的方式の改定を確認しなければならない。第二に、適格 CCP 向けエクスポージャーを大口エクスポージャーの上限の対象にするか否かに関しては 2016 年までに結論が持ち越されている。第三に、中央銀行の金融政策オペへの影響回避の観点から、一定のインターバンク・エクスポージャーを対象外とするか否かについても 2016 年までに結論づけられる。第四に、G-SIB が G-SIB をカウンターパーティとする場合の上限が厳格化されているが、今後、特定されるノンバンク G-SIFI にも厳格な上限を適用することが合理的とされており、その結果、例えばアセット・マネジメント会社にも厳格な大口エクスポージャー規制が適用される可能性がある。

最終規則によると、新たな大口エクスポージャー規制は2019年1月1日までに完全適用されることになっているが、今後、新たな規制が市場のストラクチャーや市場流動性に与える影響を見極める必要があるだろう。G-SIB間の大口エクスポージャーの上限が一般の金融機関に比べて厳格化されることから、例えばG-SIBが主要な市場参加者となっているレポ取引や非清算のOTCデリバティブ取引においては、カウンターパーティの分散を図ったり、取引の規模を縮小しなければならない状況が生じる可能性も考えられる。また、適格CCP向けエクスポージャーが大口エクスポージャー規制の適用対象となれば、G20の枠組みの下、各国で取組みが進むOTCデリバティブ規制がCCPにおける集中清算を求める一方で、逆に大口エクスポージャー規制は、CCPを通じない非清算取引を促すインセンティブとなる可能性もある。

日本では、2013年6月の金融商品取引法等の一部を改正する法律によって銀行法に定める大口信用供与規制が改定され、法律の公布日から1年6ヵ月以内で政令が定める日から施行されることになっている。そのため、2014年12月の施行期限を前に、大口信用供与規制の改定に関する政省令案が金融庁から近々提示される見通しである。大口信用供与規制の改定を検討していた金融審議会の「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」では、バーゼル委員会が検討してきた今回の見直しに関する議論は行われていない¹⁹。バーゼル委員会の最終規則は、日本の大口信用供与規制の改定に対して、エクスポージャーの計測方法やG-SIB間の上限の水準設置、関係を有するカウンターパーティの定義を含めてさらなる厳格化を図るものであることから、政省令の再改定を通じた大口信用供与規制の強化が必要になると考えられる。

¹⁹ 金融審議会・金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」平成25年1月25日を参照。